

## 令和5年度（第34回）

### 教育・文化活動に対する助成対象者募集要項

（一般個人・団体の部）

公益財団法人 愛銀教育文化財団

#### （趣旨）

この助成は、愛知県内を基盤として教育および文化活動の維持発展に当財団で功績があると認めた申請者に、助成金の給付を行います。

その対象者および申請方法等は、次の要領によります。

#### （対象者）

助成を受けることができる者は、教育および文化の分野において、地域を基盤としている個人又は団体で、次の各号に掲げるものとします。

1. 原則として、行政機関（国又は地方公共団体）から助成を受けていないこと。

助成が反復・継続でない場合、助成金額が少額（5万円以下）の場合はこの限りではありません。

2. 教育および文化活動の維持発展に努力し、地道に継続的、独創的な活動を行っている個人又は団体で、営利を目的としないこと。

（注1）「教育活動」とは、社会教育活動（スポーツを含む）を主体とする。

（注2）「文化活動」とは、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究等の分野をいう。

#### （応募又は推薦）

原則として、個人又は団体からの直接申請としますが、第三者からの推薦申請も認めます。

#### （助成金の額および件数）

個人に対する助成金は1件につき30万円を8名以内、団体に対する助成金は1件につき40万円を10団体以内とします。

#### （助成金給付の決定および通知）

助成金給付の決定は、選考委員会の選考審査を経て理事長が決定します。

その結果を、書面にて申請者に通知します。

#### （助成金給付の時期）

助成金は、決定通知後1ヶ月以内に給付します。

( 募集方法 )

1. 所定の申請書にご記入のうえ、令和5年5月15日(月)から令和5年6月30日(金)までの期間内に、当財団へ郵送にて提出してください。  
締切日当日(6月30日)の消印まで有効とします。
2. 申請の際、活動実績や活動状況等の資料はできる限り添付してください。  
なお、提出されました申請書並びに添付資料等は選考結果の如何にかかわらず、返却いたしませんので、ご了承ください。
3. 提出されました申請書並びに添付資料等の「受理通知」は発行いたしませんので、ご了承ください。
4. 応募された方の個人情報につきましては当財団事業にて使用させていただき、当財団の個人情報保護方針に基づき適正に管理します。
5. 申請書郵送先・問い合わせ先

〒460-8678

名古屋市中区栄三丁目14番12号  
(愛知銀行本店内)  
公益財団法人 愛銀教育文化財団  
事務局  
TEL <052>262-9601